

## 愛知県立大学就職関係個人情報適正管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の4の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(取扱者)

第2条 個人情報の取扱者を、職業紹介業務担当者である学生支援課長とする。

(取扱者の研修等)

第3条 取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。また、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習等への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるよう配慮するものとする。

(個人情報の開示等)

第4条 取扱者は、個人の情報に関して、求職者等から本人の個人情報についての開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。更に、これに基づき訂正の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

(苦情の処理)

第5条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

2 前項の苦情処理担当者は、学務部長とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。